

軽減税率対策補助金のポイント①

制度の概要

平成28年4月1日から

「中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金」の公募が始まりました。

中小企業・小規模事業者等の方が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行う場合にその経費の一部を補助する制度です。

複数税率対応への支援には、2つの申請類型があります。

■2つの申請類型

複数税率対応レジの導入等支援を行うA型、受発注システムの改修等支援を行うB型があります。

A型

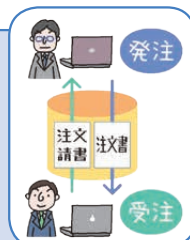


複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

※レジには、POS機能を有していないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。

B型



受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

■申請の受付、申請サポート

申請はいつでも受け付けています。

事業者の方にわかりやすいよう申請書の作成サポートも充実しています。

- 基本的には、申請書（数枚）と証拠書類（領収書や請求書、製品の証明書など）で申請できます。申請は随時受付を行っています。

※複数台をまとめて申請するなどの場合は、追加で書類を作成していただく必要があります。



- A型およびB-2型※は事後申請、B-1型※は事前申請になります。
- 申請書の申請サポートも充実しています。
A型は一部販売店等による代理申請等が利用可能です。
B-1型※はシステムベンダー等による代理申請を原則としています。
※B-1型、B-2型についてはP.25を参照

■申請受付期間

「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日（平成28年3月29日）から平成30年1月31日までに導入または改修等が完了したものが支援対象となります。

A型およびB-2型 平成30年1月31日までに申請（事後申請）

B-1型 交付決定後平成30年1月31日までに改修・入替を完了し、事業完了報告書を提出
（事前申請。交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません）

その他の融資制度のご案内

レジの導入・改修やシステムの改修・入替等の費用には、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の融資制度も活用できます。詳細は、お近くの公庫の支店までお問い合わせください。

もっと知りたい!

Q&A

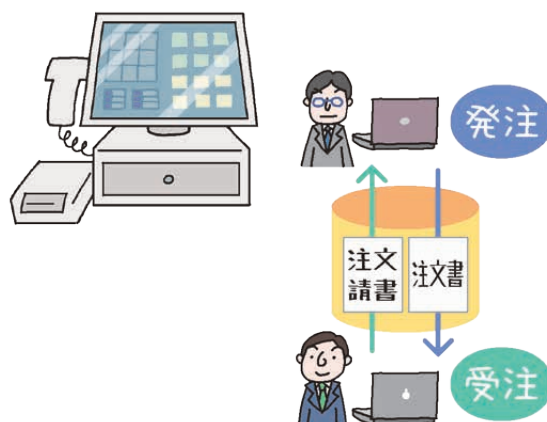


Q 補助金の申請期間は、いつからいつまでですか。

A



A型、B-2型については、補助金交付申請受付期間(補助金申請書類の提出を要する期間)は、平成28年4月1日～平成30年1月31日(消印有効)です。レジ等の導入および改修完了後、代金の支払いを終えた場合は速やかに補助金申請を行ってください。リース契約については、リースの開始日以降に補助金申請を行ってください。B-1型については、交付決定を受けた後、平成30年1月31日(消印有効)までにシステムの導入を完了し、事業報告完了書を提出した場合が対象です。交付審査には時間がかかりますので、余裕を持って交付申請書をご提出ください。



もっと知りたい!

Q&A



Q わたしは個人事業主で免税事業者ですが、補助金の対象になりますか?

A



中小企業支援法上の中小企業者に該当する事業者であれば、支援の対象になります。個人事業主の場合は従業員の数が業種に応じ次頁に掲げる従業員数以下であれば支援対象となります。また、免税事業者も支援対象です。

参考①

補助金の申請者の要件(A型、B型共通)

中小企業支援法に規定する中小企業者、特定非営利活動法人、社会福祉法人、消費生活協同組合、商工会・都道府県商工会連合会、商工会議所、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、その他中小企業庁長官が認める者のうち、以下の(1)～(7)を満たす者が本事業の申請者となります。

- (1) 消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要な事業者であること
- (2) 財産処分制限期間*の間、補助対象機器等を継続的に維持運用できる事業者であること
- (3) 導入・改修した補助対象機器等に関する使用状況等について軽減税率対策補助金事務局が行う調査に協力できること
- (4) 日本国内で事業を行う個人または法人であること
- (5) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」および「接客業務受託営業」を営む者でないこと
- (6) 補助金等指定停止措置または指名停止措置が講じられていない者であること
- (7) 反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係を持つ意思がないこと

*財産処分制限期間とは、取得単価50万円以上の物品、一契約あたり50万円以上の役務による取引財産等について、取得から耐用年数の間、目的外の使用、他者への譲渡、債務の担保とすることができない期間です(パーソナルコンピュータの耐用年数4年、その他の電子計算機の耐用年数5年、ソフトウェアの耐用年数5年)。ただし、取得財産の単位が50万円未満でも汎用端末(タブレット・スマートフォン等の補助率1/2のもの)の場合、財産処分制限期間は2年とします。

参考②

本事業における中小企業・小規模事業者等の定義(A型、B型共通)

本事業における中小企業・小規模事業者等とは、以下のとおりです。

対象業種・類型等	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金額・出資総額	従業員数
1. 中小企業支援法第2条第1項第1号～第2号の3に規定される中小企業者		
製造業・建設業・運輸業・その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
2. 中小企業支援法第2条第1項第3号(中小企業支援法施行令第1条)に規定される中小企業者		
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
3. 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体		
事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会 企業組合 協業組合 商工組合 商工組合連合会		
4. 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の2/3以上が上記1及び2の中小企業者(中小企業支援法第2条第1項第5号に規定される中小企業者)		
5. 特定非営利活動法人	—	50人以下
6. 社会福祉法人	—	50人以下
7. 消費生活協同組合	5千万円以下	50人以下
8. 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所		
9. 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会		
10. その他中小企業庁長官が認める者		

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する中小企業者(「みなし大企業」という)は補助対象外となります。

- (1) 発行済株式の総数または出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業※が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数または出資価格の総額の2/3以上を大企業※が所有している中小企業者
- (3) 大企業※の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

※次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ① 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ② 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

個人事業主も支援対象です

中小企業支援法上の中小企業に該当する個人事業主も補助金制度の対象になります。

軽減税率対策補助金のポイント②

レジの導入等支援

複数税率対応レジの導入等に対して補助が受けられます。

飲食料品の小売などを営む事業者の方で、日々の売上げをレジで記録・管理している場合、軽減税率制度の実施後もレジに同様の機能を持たせるためには、複数税率対応レジへの買替えや改修が必要となることがあります。

原則として補助率は費用の2/3ですが、レジ1台のみと付属機器等を導入した場合で、その合計額が3万円未満の場合は補助率3/4、タブレット等の汎用端末は補助率1/2です。

■補助対象のレジ、申請区分

現在使用しているレジの種類を確認しましょう。A型は、レジの種類や複数税率への対応方法（導入／改修）により合計4種類の申請区分に分かれます。

●レジの種類と特徴

メカレジ



POS機能のないレジで、ガチャレジ等ともいいます。シンプルで手動による操作を行うものやインターネットに接続して売上集計管理を行うもの等、様々な種類があります。キャッシュドローやレシート印刷が出来る機能がついているものが一般的です。

モバイルPOSレジ



レジ機能サービスをタブレット等の汎用端末と付属機器を組み合わせることでPOSレジとしたものです。レジを置くスペースを取らないことも大きなメリットで、周辺機器との通信機能を有するので、持ち運びも可能でお客様のテーブルで注文を請けたり、会計したりできます。

POSレジ



バーコードから販売時点で商品情報を読み取り、記録されたデータを分析して売れ筋を把握するなどのPOS機能を持つレジです。性別や年齢等顧客の様々な情報を組み合わせてより詳細な分析をしたり、在庫状況や商品発注などを一元的に管理したりすることが出来ます。

●申請区分

A-1型 レジ・導入型 複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。

A-2型 レジ・改修型 複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。

A-3型 モバイルPOSレジシステム 複数税率に対応した継続的なレジ機能サービスを汎用端末（タブレット、PC、スマートフォン）とレシートプリンタを含む付属機器を組み合わせ、レジとして利用する場合の導入費用を補助対象とします。

A-4型 POSレジシステム POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる導入も補助対象となります。

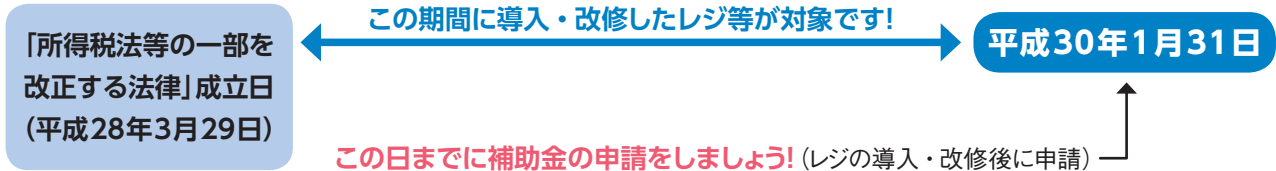
■レジ導入支援等の概要

一部の販売店等では補助金申請書の申請サポートも行っています。

●補助金制度の概要

概要	複数税率に対応するレジの新規導入（入替）や、複数税率対応のための既存レジの改修を支援します。 （レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます）
補助率	導入・改修費用：原則2/3 導入費用が3万円未満の機器を1台のみ導入する場合：3/4 タブレット等の汎用機器：1/2
補助額上限	レジ1台あたり20万円。さらに、新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台あたり20万円を加算。複数台を導入する場合等は、1事業者あたり200万円を上限。
補助対象	●レジ本体 ●レジ付属機器（レシートプリンタ・キャッシュドローア・バーコードリーダー・クレジットカード決済端末・カスタマーディスプレイ等） ●機器設置に要する経費（運搬費を含む） ●商品マスタの設定費用 ※具体的な対象機種等は、補助金事務局ホームページで公表しています。また、リースの場合も対象です。
申請手続き	基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。また、申請者自身による申請に加え、ホームページで公表する一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。
申請のタイミング	機器を導入または改修して全ての支払いが完了した後、速やかに申請（申請は随時受付を行っています）

●補助金申請の対象期間



参考③

タブレット・PC・スマートフォンを活用したレジシステム

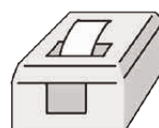
タブレット、PC、スマートフォンと付属機器を組み合わせ、複数税率対応のレジとして利用

●レジの種類と特徴



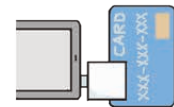
タブレット、PC、スマートフォン

補助率 1/2



レシート
プリンタ

※レシートプリンタの導入は必須です。



クレジットカード決済端末
電子マネーリーダー



キャッシュ
ドローア



バーコード
リーダー等

補助率 2/3

＜軽減税率対策補助金事務局＞ TEL：0570-081-222 URL：kzt-hojo.jp

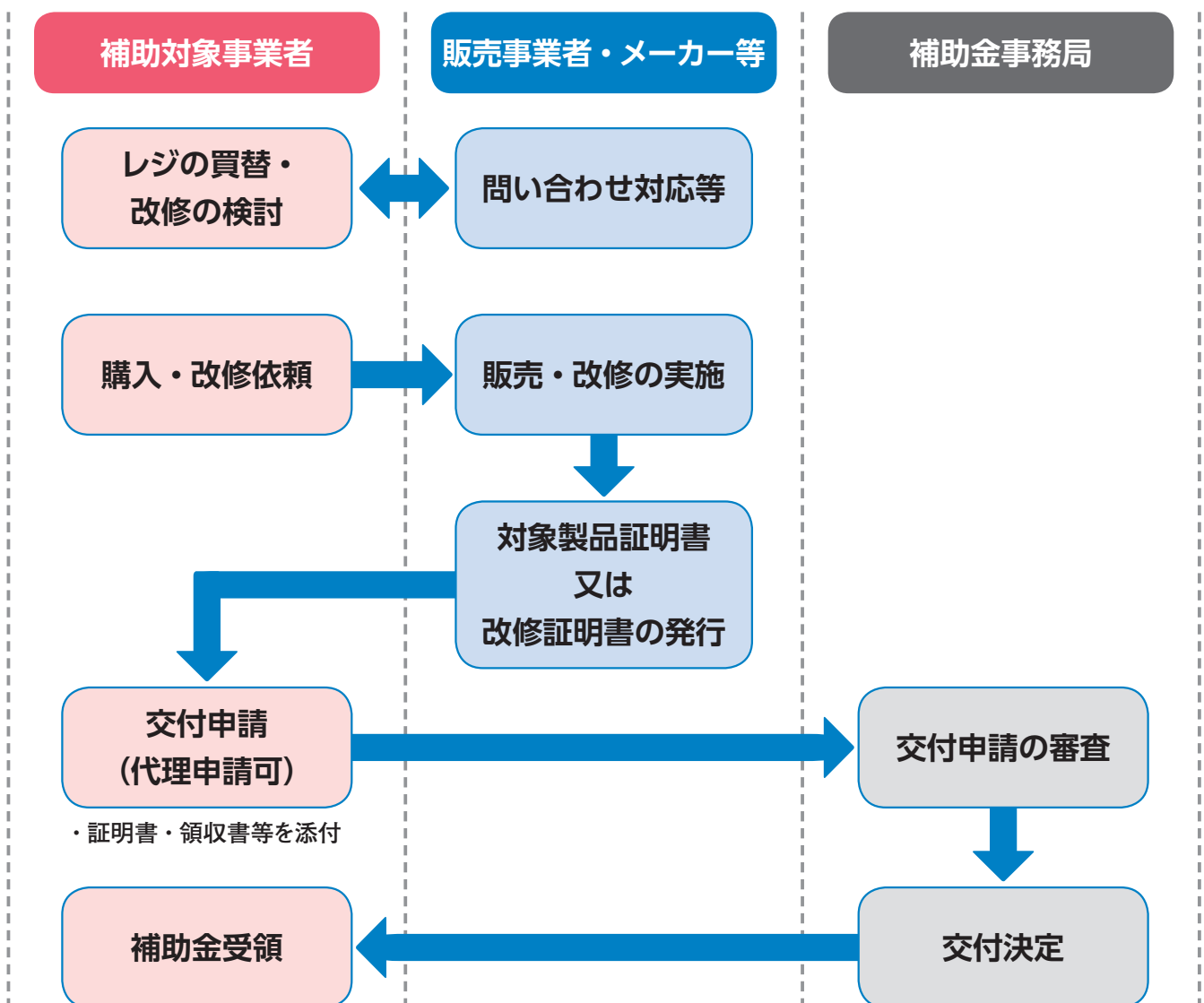
お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。

軽減税率対策補助金の ポイント③ レジ導入等に係る申請の流れ

レジ導入等に係る補助金申請は、レジの購入等の後に行います。メーカーや販売店、ベンダーなどの代理申請も可能です。

■補助金を活用したレジ導入・レジ改修の流れ

補助金交付申請受付期間は、平成28年4月1日～平成30年1月31日（消印有効）です。レジの導入又は改修完了後、代金の支払いを終えた場合は速やかに補助金申請を行ってください。リース契約を利用する場合は、リースの開始日以降に補助金申請を行ってください。



軽減税率対策補助金の ポイント④

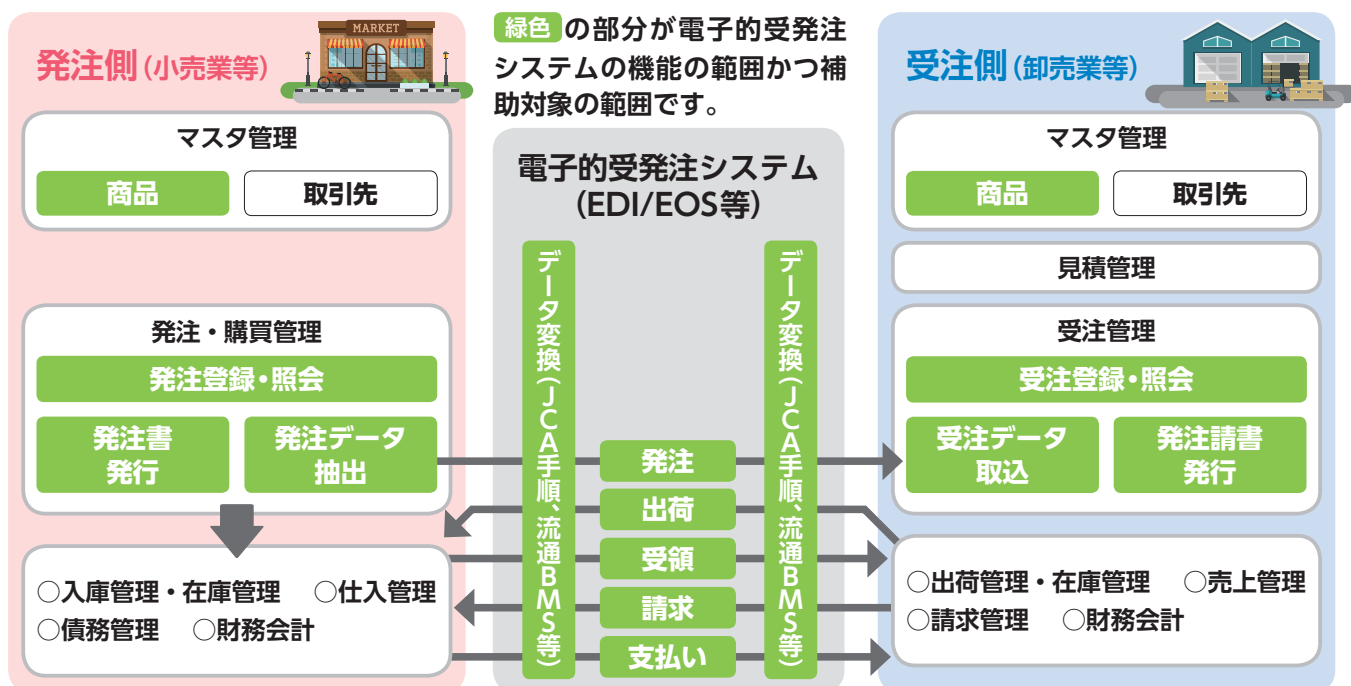
受発注システムの改修等支援

電子的受発注システムの複数税率対応の 改修等について補助が受けられます。

補助上限額は、発注システム側・受注システム側の改修・入替ごとに異なります。

原則として既に電子的受発注システムを利用している事業者が対象です。

■補助対象となる電子的受発注システムのイメージ



※メールを介してデータを送付するだけの方式やFAXやメール等でイメージ化されたファイルのみを送受信している場合は電子的受発注システムを利用していることにはなりません。

■申請区分

指定事業者に改修等を依頼するか、事業者自身でパッケージ製品・サービスを購入・導入するかで2種類の申請区分に分かれます。

B-1型

受発注システム・指定事業者改修型

システムベンダー等に発注して、受発注システムの改修・入替をする場合の費用を補助対象とします。

B-2型

受発注システム・自己導入型

中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品・サービスを購入・導入して受発注システムの改修・入替をする場合の費用を補助対象とします。

※リースによる導入も補助対象となります。

■電子的受発注システムの改修等支援の概要

補助率は、改修・入替に係る費用の2/3です。補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じることとなります。

●補助金制度の概要

概要	電子的受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となるシステムの改修・入替を支援します。
補助率	2/3
補助上限額	（小売事業者等の）発注システムの場合：1000万円 （卸売事業者等の）受注システムの場合：150万円 発注システム・受注システム両方の場合：1000万円
補助対象	●電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修 ●現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替 ●電子的受発注システムに必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替 ※受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージソフトやサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、支援対象となります。 ※リースの場合も対象です。
申請支援等	専門知識を必要とするシステムの改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、「代理申請」を行います。
申請のタイミング	<u>交付申請は、システム改修・入替前（随時受付を行っています）</u> ただし、パッケージ製品・サービスを自ら購入し導入する場合（B-2型）は導入後に申請

ここに
注意！

交付決定前に、契約または作業着手をした場合は補助対象になりませんのでご注意ください！

補助金の申請は、

- ①システム改修等に着手する前の「交付申請」
 - ②改修等が完了した後の「事業完了報告」
- の2段階に分かれています

受発注の商品管理や会計システムなどが一体となったパッケージソフトやサービスを自ら導入される場合は自身で申請することになりますので、補助金事務局のホームページで手続きを確認の上申請してください。



●補助金申請の対象期間

「所得税法等の一部を改正する法律」成立日
（平成28年3月29日）

交付決定後この期間にシステム改修・入替を完了し、事業完了報告が必要です。ただし、パッケージ製品・サービスを自ら購入し導入する場合は導入後に申請

平成30年1月31日

＜軽減税率対策補助金事務局＞ TEL：0570-081-222 URL：kzt-hojo.jp

お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。

軽減税率対策補助金の

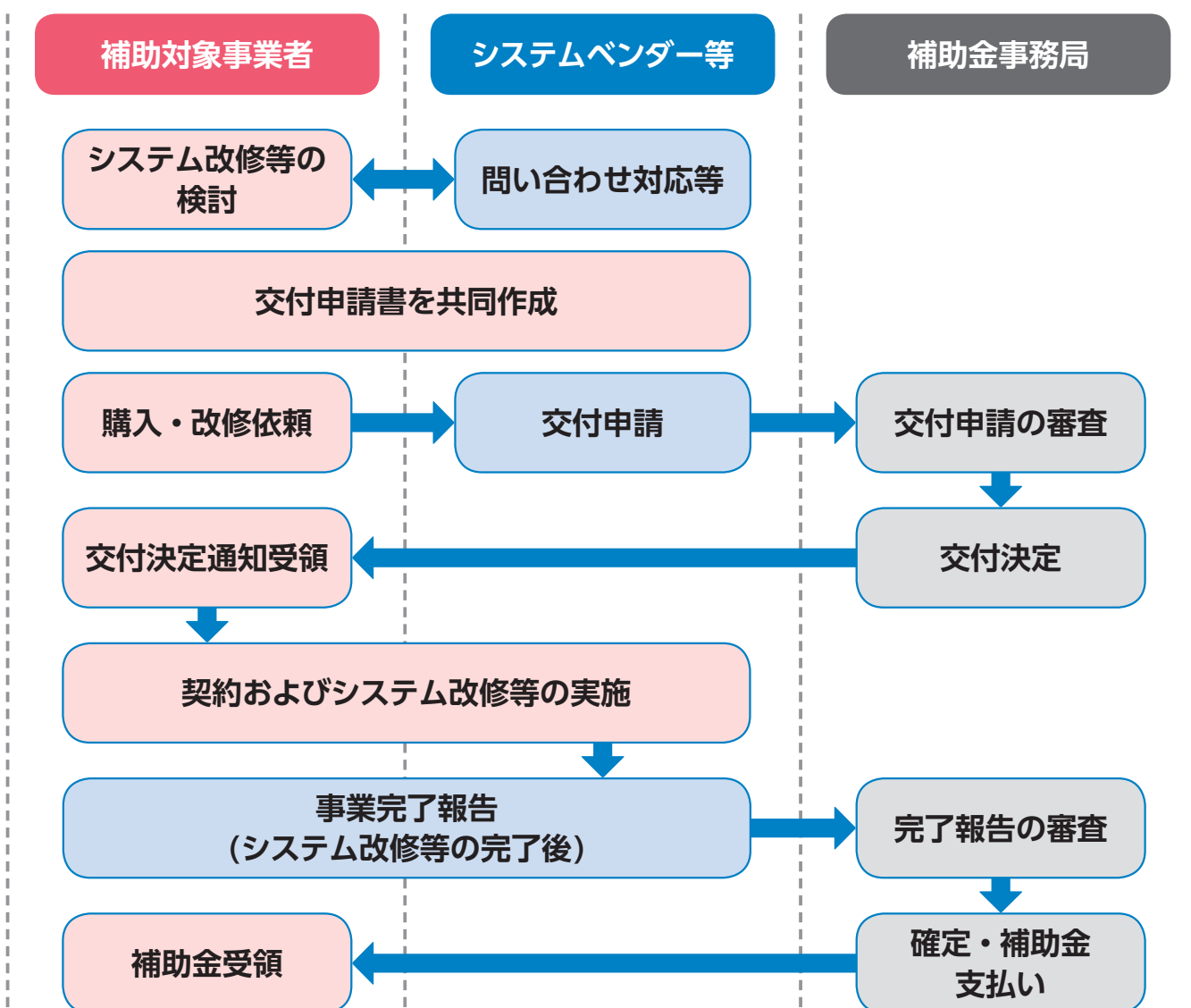
ポイント⑤ 受発注システム改修等申請の流れ

専門知識を必要とするため、指定事業者による代理申請制度を導入します。事業者に代わってシステムベンダー等が申請します。

■補助金を活用した受発注システム改修・入替の流れ

受発注システムの改修・入替にかかる補助金申請は、改修・入替に着手する前の「交付申請」、改修・入替が完了した後の「事業完了報告」が必要です。

ただし、パッケージ製品等を事業者自ら購入する場合は、導入後に事業者自身で申請します。



軽減税率対策補助金事務局 ／その他の支援策

■軽減税率対策補助金事務局ホームページのご案内

補助金申請に係る手続き等については、必ず「軽減税率対策補助金事務局」のホームページをご確認ください。



- 補助金の申請に必要な交付申請書がダウンロードできます。
- 申請に必要な書類をわかりやすく説明している申請書ダウンロード早わかりコンテンツ
- 申請タイプごとに以下のリストを公表しています。
 - ・ A-1、A-3、A-4型の型番リスト
 - ・ B-1型の指定事業者登録リスト
 - ・ B-2型のパッケージ製品・サービスリスト
- 代理申請協力店リスト
- 補助金申請に係るよくあるご質問を掲載しています。

軽減税率対策補助金事務局
ホームページアドレス

<http://kzt-hojo.jp/>

※ 内容は随時更新されます。

軽減税率対策補助金事務局
コールセンター

お問い合わせ **申請者専用回線**

0570-081-222

(通話料がかかります)

IP電話等からのお問い合わせ先

03-6627-1317

(通話料がかかります)

受付時間

9:00～17:00 (土・日・祝日除く)

■軽減税率制度の実施で活用したい主な制度

中小事業者が知っておきたい様々な税制措置や融資制度があります。軽減税率制度の実施に合わせて活用を検討しましょう。

制度の名称	対象者	制度の内容
少額減価償却資産の損金算入の特例	青色申告書を提出する 中小企業者等 (従業員1,000人超を除く)	30万円未満の減価償却資産を取得した場合、その全額を経費として算入することができます。(合計300万円まで)
商業・サービス業・ 農林水産業活性化税制	アドバイス機関から指導・助言等を受けた、 青色申告書を提出する 中小企業者等	経営改善設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できます。 ※経営改善設備とは、商工会議所等からの経営改善に関する指導及び助言に基づき取得する、一定の器具備品（パソコン、レジ等）・建物附属設備を指します。
中小企業投資促進税制	青色申告書を提出する 中小企業者等	一定のソフトウェア等を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できます。
中小企業経営強化税制	中小企業等 経営強化法の認定を受けた、 青色申告書を提出する 中小企業者等	経営力向上設備を取得した場合、即時償却又は10%の税額控除が適用できます。 ※本税制の対象となる経営力向上設備とは、中小企業等経営強化法により認定を受けた経営力向上計画に記載された、一定の器具備品（パソコン、レジ等）・ソフトウェア等を指します。
固定資産税の特例	中小企業等 経営強化法の認定を受けた、 中小企業者等	経営力向上設備を取得した場合、当該設備に係る固定資産税の課税標準を3年間、2分の1に軽減します。 ※本税制の対象となる経営力向上設備とは、中小企業等経営強化法により認定を受けた経営力向上計画に記載された、一定の器具備品（パソコン、レジ等）等を指します。

※税制措置の詳細については、中小企業庁ホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>



軽減税率対策補助金 ワンポイントレッスン

軽減税率対策補助金事務局ホームページより
抜粋しています。

みなさんの疑問に
お答えします!



よくあるご質問

Q

購入ではなくリースの場合は、補助対象となりますか。



A



リース（ファイナンスリースに限る）によるレジの導入や受発注システムの改修・入替も補助対象となります。

リースの場合は、「指定リース事業者」として指定されているリース事業者との共同申請が必須となります。

指定リース事業者一覧は、本制度の事務局ホームページでご確認ください。

また、リース契約日及びリース開始日が補助対象期間内（平成28年3月29日から平成30年1月31日まで）であることが必要です。

なおリースの場合、補助金は指定リース事業者に振り込まれ、補助金交付相当額についてリース料総額が減額にされるなどにより現金負担が軽減されます。

Q

指定リース事業者を紹介していただくことはできますか。



A



本制度では、リース事業者を指定登録していますが、指定リース事業者の紹介や斡旋は行っておりません。

本制度の事務局ホームページに掲載している指定リース事業者一覧をご覧いただき、お近くのリース事業者にご相談いただくか、お取引先からリース事業者へご相談ください。

また、リース契約の内容や補助金を事業者の

方へ還元する方法はリース事業者毎に異なり、リース契約締結の判断についても各社の基準等にゆだねられております。

このため、指定リース事業者であっても、必ずしもリース契約が利用できるわけではありませんのでご注意ください。

なお、指定リース事業者一覧は随時登録、更新されています。

Q

農家は申請できますか。



A



制度要件を満たすのであれば農家の方も個人事業者として申請できます。

また、農業法人や農事組合法人であっても、

制度要件を満たすのであれば同様に申請可能です。

Q レジ導入および既存レジの改修は、いつからいつまでに実施されたものが対象となりますか。



A



「所得税等の一部を改正する法律」の成立日（平成28年3月29日）から平成30年1月31日までの間に導入が完了しているものが補助対象となります。

※ 導入完了日（設置日）が対象期間内であっ

ても、レジの購入日が平成28年3月28日以前である場合は補助対象期間外です。

※ リース契約を利用する場合は、リース契約日及びリース開始日が上記期間内であることが必要です。

Q 新規開業による導入は対象となりますか。



A



開業後、操業していることが確認できれば、補助対象となります。具体的には、申請時に、軽減税率対象商品（飲食料品等）が記載され

た仕入納品書、又は仕入請求書を添付いただくことになります。

Q 現時点では複数税率が適用される商品は扱っていませんが、今後取り扱う予定がある場合、補助対象者となりますか。



A



これまで軽減税率対象商品（飲食料品等）を取り扱ってなくても、これから対象商品を取り扱う事実があり、複数税率対応レジを新たに導入する必要がある場合は、軽減税率対象商品の取り扱いが開始された時から本補助金制度の補助対象となります。

なお、申請時に、軽減税率対象商品（飲食料品等）が記載された仕入納品書、又は仕入請求書を添付いただくことになります。

予定や将来の計画のみで、取扱いの事実確認が出来ない場合は補助対象となりません。

Q A型では申請後、どのくらいの期間で補助金が振り込まれますか。



A



不備等がなければ、申請から補助金交付まで、およそ2～2.5ヵ月の予定です。

Q 中古のレジは補助金の対象になりますか。



A



一定の条件（※）を満たすレジ（A-1型）及びPOSレジシステム（A-4型（導入型））の導入については補助金の対象になります。

（※）改修を行うことにより複数税率対応になる機器として事務局に登録されている製品

で、未だ改修が行われていない製品に対して、登録中古販売事業者からの改修依頼に基づき製造メーカー等が改修を終えた後に、対象製品証明書が発行されたものに限りです。

申請のポイント

補助対象期間及び補助金交付申請受付期間について

補助対象期間

平成28年3月29日～平成30年1月31日

※導入完了日（設置日）が対象期間内であっても、レジの購入日が平成28年3月28日以前である場合は補助対象外となります。

※リース契約を利用する場合は、リース契約日及びリース開始日が対象期間内であることが必要です。

※受発注システム（B-1型）については専門知識を必要とするシステムの改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、原則「代理申請」を行います。

交付決定前に、契約または作業着手をした場合は補助対象になりませんのでご注意ください。

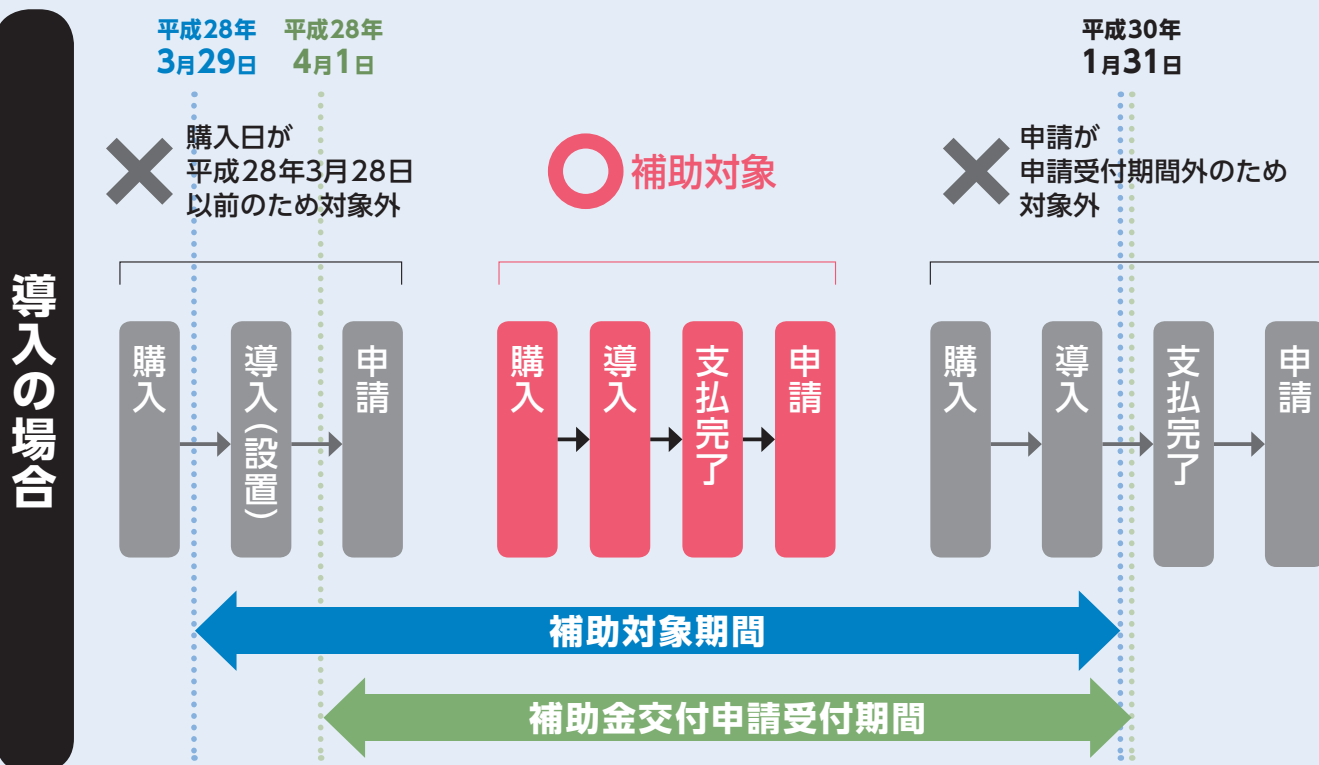
ただし、パッケージ製品・サービスを自ら購入し導入する場合（B-2型）は導入後に事業者自身で申請を行ってください。

補助金交付申請受付期間

平成28年4月1日～平成30年1月31日（消印有効）

※導入及び改修完了後、これに係る代金の支払いを終えた場合は速やかに補助金申請を行ってください。

※リース契約を利用する場合は、リースの開始日以降に補助金申請を行ってください。



申請書の記入でよくある間違い

A型 交付申請書の記入漏れ等の不備

1 「法人番号」の記入ミス

法人番号は、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)により12桁の基礎番号及びその前に付された1桁の検査用数字(チェックデジット)の数字のみで構成される13桁の番号になります。

※法人登記記録の一部である「会社法人等番号」(12桁)ではありませんので、ご注意ください。

(参考) 法人番号検索

<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

2 「資本金」に記入がない

資本金(出資金)をご記入ください。

※法人の場合は記入必須。

※個人事業主の場合は記入不要。

3 「従業員数」に記入がない

従業員数をご記入ください。

※個人事業主の場合も記入必須。

※常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まれません。

4 「主たる業種」が複数チェックされている

複数業種がある場合は、直近1年度分の売上高が一番高い業種1つのみにチェックしてください。

5 「みなし大企業に該当しない」にチェックがない

右記のいずれかに該当する中小企業者(みなし大企業)は申請できません。「みなし大企業」でないことを確認の上、ご申請ください。

【交付申請書 1/3ページ目 (A-1型レジ・導入型) 例】

A-1 レジ・導入型		軽減税率対策補助金 交付申請書		1/3
どちらか選	☒ レジ1台のみの導入 → 交付申請書 3/3A を記入してください。 ☐ レジ複数台の導入 → 交付申請書 3/3B、3/3B-別紙1 (該当する場合 3/3B-別紙2) を記入してください。			
申請者は、事務局が定める同意事項を確認・同意の上、補助金申請を行います。		作成日 平成 29 年 月 日		
1 申請者名 (中小企業者等)	フリガナ ユウゲンガイシャフクスウゼイリツショウテン 事業主名(原号) 有限会社複数税率商店	代表者フリガナ フクスウ 氏 代表取締役社長 複数 名 太郎	フリガナ タロウ 氏 有限会社複数税率商店	
申請者の権利	☒ 法人 ☐ 個人事業主	法人番号 0123456789123	生年月日 明治 大正 昭和 平成 年 月 日 トウキョウト イコダク	
2 担当者連絡先	国、定 03-2222-XXXX	3 従業員数	20 人	
4 主たる業種	☒ 卸売業 ☒ 小売業 ☐ サービス業 ☐ 旅館業 ☐ その他()			
5 直近1年度分の売上高	☒ 1,000万円以下 ☐ 1,000万円超~5,000万円以下 ☒ 5,000万円超~1億円以下 ☐ 1億円超~10億円以下 ☐ 10億円超			
6 申請者の取扱	☒ 軽減税率対象商品を扱っている申請者である			
2 代理申請	☒ 代理申請者 ☐ 共同申請者 (リース契約によりレジを導入した場合) → 指定リース事業者番号			
フリガナ	ケイゲンゼイリツカブシキガイシャ			

みなし大企業とは

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

6 「軽減税率対象商品を扱っている申請者である」にチェックがない

軽減税率対象商品を扱っている場合はチェックしてください。

※対象品目の詳細は軽減税率対策補助金事務局ホームページに記載している「申請の手引き」をご確認ください。

事業者のみなさんからのよくある質問は軽減税率対策事務局のホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。

